

〈祈りのために〉

「イサクはそこから移って、更にもう一つの井戸を掘り当てた。それについては、もはや争いは起らなかった。」  
(創世記26章22節)

イサクは父アブラハムや息子のヤコブと比べてあまり目立たない人ですが、しかし、この二人と同じように神の祝福を受けた人でありました。

イサクは飢饉を避けてエジプトに向かう途中、主なる神によってゲラルに止め置かれます。彼らは遊牧民でしたから、一つの土地に留まるなら農業をしなければならず、慣れない農作業をしたところ、神の祝福を受けて大豊作となりました。それは周囲のペリシテ人のねたみをかうことでした。彼らはイサクが使っていた井戸をふさぎ、土で埋めることで、イサクを追い出そうとしました。

この時、イサクはペリシテ人と争おうとはしませんでした。彼はゲラルを出て、谷間に天幕を張って移り住みます。そこにあったアブラハムの掘った井戸は、アブラハムの子孫が住みつくことを恐れるペリシテ人によってふさがれてしまっていました。イサクは埋められた井戸を掘り直し、また新しく井戸を掘りあてました。しかし、そこも安住の地ではありません。ペリシテ人はイサクが井戸を掘りあてるときにやって来て、井戸を奪ってしまうのです。

苦勞して掘り当てた井戸を奪われ続け、さまよい歩いたイサクは、ついにレホボト(広い場所)にたどり着きました。もう争いは起きませんでした。その時、神が現われ「恐れてはならない。わたしはあなたと共にいる」と告げて下さいました。

争いを好まなかったイサク、隣人との平和を求めつづけて自らはいつも身を引いていたイサクに対して、人は「いくじなし」とか「敗北主義者」という言葉を投げつけるかもしれません。しかし、神はイサクの味方だったのです。

ついにペリシテ人の王がイサクを訪ねてきて、平和の契約が結ばれました。「あなたは確かに、主に祝福された方です」(29節)。異邦人でさえ、平和の人イサクの上に神の祝福を見出したのです。イサクは柔和な人です。けれども彼のそうした性格だけが重要なわけではありません。むしろイサクを用いられ、共にいて、祝福を与えるとされる神の言葉が実現したことに目を向けましょう。そうして、私たちとこの国の上にも同じことが起こることを信じて、願い求めようではありませんか。

祈り 「私たちを、命の源である井戸を掘り続け、地に潤いを与えながら生きたイサクに倣う者とするので、愛する祖国に奉仕する者として下さい。」

井上 豊(広島長束教会牧師、大会靖国神社問題特別委員会委員)

「平和をつくり出す者は幸いである」(マタイによる福音書5章9節)

音在静子(宝塚売布教会長老、近畿中会「教会と国家に関する委員会」委員)

「ヤスクニ問題とわたし」は「国家とわたし」として受けとめています。戦後 65 年間、日本が戦争をしなかったことの幸せをいつも感謝し、たとえどんな事が起きようとも「9条を核にした平和憲法」をしっかり守り活かしていく事が、人類の向かうべき道であると信じて歩みたいと願っています。平和憲法を守りたいと願う目線だけではなく、信仰をもつ者の生き方の問題として、宗教と相通じる普遍的なものと確信しています。主イエスの目で現実をみると、「世の中で一番弱くされている人々」を真中に置いて考えてみる。どのように信仰に生き、何を選んで具体的に自分はどう生きるのかが一人ひとりに問われています。諦める事こそ最も大きな敵として、平和問題を自分の事として捉える、傍観者になることなく関わっていきたいと思います。「戦力の不保持に基づく戦争放棄」という憲法9条のあり方こそ、最も先駆的で、あらゆる破壊から人々を守る現実的な平和構築の道であり、もう一度私たちの信仰として取り戻す作業が必要だと痛感します。

10 年前、改憲に向けたさまざまな動きが起きていました。そうならない為に、カソリックの松浦悟郎神父の呼びかけにより「ピース9(ナイン)の会」が発足し、多くの宗教者と市民がその違いを越えて結集しています。私は発足時から入会し、身近な周りの人に呼びかけてきました。憲法9条の大切さを伝えようとすると「現実には甘くない」とか「所詮理想よ」などと言われて、たじろぐ事もあります。が心の中に平和の砦を築き、ぶれない軸をもってしっかり対応できるよう決意を固くし、次の世代にもしっかり手渡していきたいと思えます。

現在、国会では改憲派が3分の2を超える数を占め、これに維新の会が加わると9条は国会の中で完全に「風前の灯」になります。しかし最後の砦として国民投票があり、ここで主権者である私たち一人ひとりの意志が問われるのです。近い将来、国民投票の実施が考えられますが、そのターゲットは関心の高い憲法9条を変える事ではないと予想されます。まずは憲法 96 条だけを変えて「改正の手続き(現在は国会の3分の2以上、国民投票で過半数)のハードルを下げる」という指摘があります。憲法を変えやすくさえすれば後は9条を無くし軍隊をつくり…と、何でも簡単にできるというわけです。これから始まりそうな改憲の嵐にぶれない軸をもってしっかり対応できるよう、諦めずに力を合わせ祈り続けていきたい。他人任せ、政治家任せでなく私たち一人ひとりに責任がある事の自覚を新たにしたいと思えます。

世界には他国を侵略して領土を広げようとしたり資源を奪ったり、戦争の拠点を増やそうとする考え方がある中で、世界で唯一の被爆国である日本は、平和を愛し本当に命を大切にする国として、武器をもたない「平和国家日本」を示す努力をする事を心から願っています。

最後に「ピース9の会」の最新のニュースレターから。日本国憲法が施行された2年後の1949年10月、長崎で医療活動中被爆された永井隆医師は、その著書「いとし子よ」(講談社)の中で、すでに今の時代状況を予見し、自分の2人の子供に次のようにさとしています。「私たち日本国民は憲法において戦争をしないことに決めた。憲法の第2章は「～戦争を放棄する」と決めている。どんな事があっても戦争はしないというのである。わが子よ――。憲法で決めるだけなら、どんなことでも決められる。憲法はその条文通り実行しなければならぬから、日本人としてなかなか難しい処があるのだ。どんなに難しくても、これは善い憲法だから実

行せねばならぬ。自分が実行するだけでなく、これを破ろうとする力を防がねばならない。これこそ戦争の惨禍に目覚めたほんとうの日本人の声なのだよ。しかし理屈は何とでもつき、世論はどちらへでもなびくものである。日本をめぐる国際情勢次第では、日本人の中から、憲法を改めて戦争放棄の条項を削れ、と叫ぶ者が出ないとも限らない。そしてその叫びが如何にも、もっともらしい理屈をつけて世論を日本再武装に引きつけるかも知れない。その時こそ一誠一よ、カヤノよ、たとい最後の二人となっても、どんな罵りや暴力をうけても、きっぱりと『戦争反対』を叫び続け、叫び通しておくれ!!たとい卑怯者とさげすまれ、裏切り者とたたかれても『戦争反対』の叫びを守っておくれ!!」(「鳩と狼」)

この永井博士は 1951 年に、長男誠一さんは 2001 年、長女茅乃さんは 2008 年に亡くなりました。しかし永井博士の意志は今も生きており、今度は私たちが受け継いでいかなければなりません。それは博士の単なる個人的な考えではなく、主イエスの教えに基づくからです。

「キリストはご自分の命を与えるという愛の力で敵意を滅ぼし、平和を実現された。」

(エフェソ人への手紙 2章 14～17 節)

## <ヤスクニ・ニュース>

### 韓国のソウル高裁 靖国神社の放火者 日本への引き渡し認めず

…靖国放火は「政治犯罪」と判断…

韓国のソウル高裁は 3 日、靖国神社への放火事件で、日本が身柄引き渡しを求めていた中国人の劉強(りゅうきょう)元受刑者(38 才)について、引き渡しを認めないとの決定を下した。聯合ニュースによると、高裁は戦犯が合祀されている靖国神社には「政治的象徴性がある」として、放火事件は日韓犯罪人引き渡し条約が引き渡しの対象外とする「政治犯罪」に当たるとの判断を示した。

劉元受刑者の身柄は日中両国が引き渡しを求めていた。韓国政府関係者によると、中国政府は「人道的、政治的理由などを考慮して(日本へ引き渡さず)送還して欲しい」と韓国側に要求していた。劉元受刑者は同日夜、釈放された。近く中国に帰国するとみられ、日中間に引き渡し条約がないため、神社放火事件の全容解明は難しくなりそうだ。

高裁は決定理由を「劉元受刑者を日本に引き渡すことは、韓国の政治秩序と憲法理念だけでなく、大多数の文明国家の普遍的価値を否認するもの」とした。

要求が拒絶されたことで、日本側が強く反発することは必至だ。在韓日本大使館の倉井高志総括公使は、3 日、韓国外交通商省に抗議。日本政府関係者は「韓国の司法に対する信頼が完全なくなるような決定だ」と述べた。劉元受刑者は昨年 1 月、ソウルの日本大使館に火炎瓶を投げつけた罪で有罪判決が確定し、韓国の刑務所で 1 1 月まで服役した。この事件の直前の一昨年 1 2 月に靖国神社の門に放火した疑いで逮捕状が出ており、身柄引き渡しを求めていた。(毎日 1 月 3 日)

### 福島ボランティアの中国人が靖国に放火するまで

2013 年 1 月 5 日、北京青年報は記事「劉容疑者は本来、福島救援のために日本に行った」と掲載した。5 日、北京青年報はソウル高裁での裁判に参加した韓国世宗弁護士事務所の鄭天妹弁護士のインタビューを掲載した。それによると、彼が日本を訪問したのは、2011 年 10 月。福島でボランティアすることが目的だった。約 2 カ月にわたり、献血などさまざまなボランティアに従事したが、12 月に転機があった。11 年 12 月 18 日

に行われた日韓首脳会談で、李明博大統領が慰安婦問題に言及したが、野田佳彦首相は法的に決着済みという姿勢を示した。劉容疑者の祖母は韓国人で従軍慰安婦として上海に連れてこられたという経歴を持っているために野田首相の発言に怒り、11年12月に靖国神社、12年1月にソウルの日本大使館を放火したという。

(中国紙 Record China 翻訳・編集 KT 1月6日)

### 首相靖国参拝、賛成56%＝反対は26% …時事世論調査…

時事通信が1月11～14日に行った世論調査で、安倍晋三首相の靖国神社参拝について尋ねたところ、「参拝すべきだ」と答えた人が56.7%に上った。沖縄県・尖閣諸島をめぐる問題で悪化した対中感情などが背景にあるとみられる。「参拝すべきでない」は26.6%だった。首相は在任中に参拝するかどうか明言を避けているが、参拝賛成の世論が強まれば、首相の判断に影響を与える可能性もある。

支持政党別にみると、賛成派は日本維新の会の支持者が74.6%と最多。自民党支持者66.1%、みんなの党支持者64.7%と続いた。「親中」の公明党の支持者でも賛成派47.2%が、反対派37.7%を上回った。民主党支持者は二分し、賛成派46.4%、反対派44.9%だった。調査は全国の成人男女2000人を対象に個別面接方式で実施し、1292人から回答を得た。

(時事1月21日)

### 票のためなら歓迎!? 政治と宗教の打算的な蜜月 …そこにある改憲論者の主張…

日本では政治と宗教は相互に不介入とされてきたが、実際には多くの政党が密接につながっている。国家の財政が傾いて「宗教団体にも課税を」の声がある中、宗教界から「宗教法人に課税があると施設や団体の維持が困難」と反対し、非課税や優遇措置を維持するには政治の力が必要とし、隠れて政治家に献金している。一方政治団体は「宗教団体はまとまりの強い集団。組織的な動きの必要な選挙で組織力を発揮する。政治家が宗教団体に顔を出すのは集票につながる」という。政治家自身の信仰心はさておき、複数の宗教団体に入信している政治家も多く、またセミナーを受けることは少なくない。

憲法改憲論者の某氏は「『政教分離』は無用の長物。『政教分離』が政治と宗教の関係をタブー視させ、裏で手を組んで不健全な状態を作っている」と言う。彼女は「アメリカ大統領は就任時聖書に手を置いて宣誓を行い、ドイツではキリスト教民主同盟が戦後の資本主義的復興に大きく寄与している。心を律する精神基盤としての宗教が政治とかかわってはいけないのは日本だけで、不自然」と言い、さらに「国家神道・天皇制という宗教が軍国主義を生んだとして、戦後GHQが日本人を洗脳するために憲法に政教分離を盛り込んだ」と主張した。彼女はこれに加えて「宗教団体が特定の政党を応援し、政治家が宗教的理念に則って活動するのは必要。無党派層が増えている中で、固定した大人数が確保できる宗教団体の組織票は存在感が増している。宗教が団体として政治献金をできるように、堂々と憲法改正の議論をすることだ」と言う。改憲論がここまで来ていることに、私たちは厳しい危機感を持たねばならない。(あるブログ人から1月11日)

697号 ヤスクニ通信 2013年2月10日  
発行 日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会  
発行人 加藤正勝 編集人 川越弘  
印刷・発行 篠塚予奈 〒157-0061 東京都世田谷区北鳥山1-51-12 TEL&FAX03-3300-6529  
(印刷・発行所 東京告白教会)